

**ごみ減量・リサイクル
ハンドブック** <事業者向け>

Environment
BUNKYO CITY, TOKYO

目次

どうしてリサイクルに
取り組まなくては
ならないの？

1

循環型社会を形成しましょう

P1

2

文の京のごみ事情

P2

3

事業者の役割

P2

4

事業系ごみについて

- ・ (1) ごみの種類
- ・ (2) 産業廃棄物一覧表
- ・ 家庭ごみと一緒に出すことはできません

P3

このごみは
なんだろう？

5

事業所からでるごみを
適正に処理するために

- ・ ごみ減量・リサイクルの取組みによるメリット
- ・ 具体的な進め方
- ・ ごみ減量のヒント 3R
- ・ 特集 一歩進む事業所になるために
 - 1 紙ごみを攻略しよう
 - 2 ごみ容器類と廃棄物等保管場所を整頓しよう
 - 3 エコな事業所づくりをしよう
- ・ 所有者などの責務とは？

P5

私がやらなくては
いけないことは
何ですか？

6

資料・その他

P16

- ・ 23区のごみ量
- ・ 文京区のごみ量
- ・ 廃棄物に関する条例抜粋
- ・ 区への提出、届出
(大規模建築物用、中規模建築物用)

7

問合せ先

P21

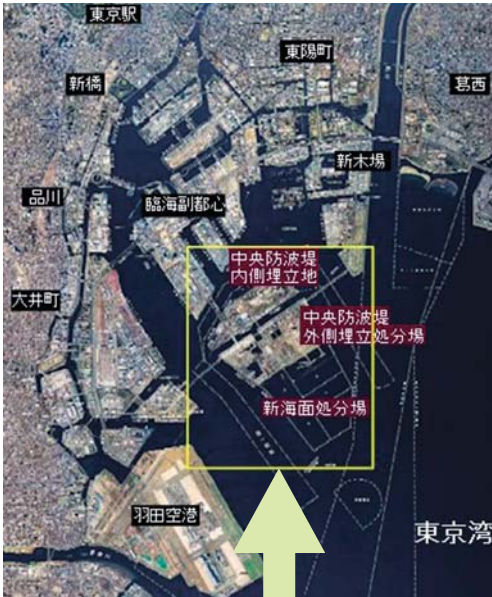
未来のために…

1 循環型社会を形成しましょう

循環型社会とは、廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物等はできるだけ資源として利用し、どうしても資源として利用できないものは適正に処理することで、天然資源の消費を抑制して、環境負荷を低減する社会です。

国は、「大量生産・大量消費・大量廃棄社会」から持続可能な「循環型社会」への移行をめざし、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。

●23区最終処分場の限界



今後使用できる最終処分場のスペースは限界に近づいています。

現在、ごみを焼却しその灰を溶融スラグ化するなどして減量・減容化されたごみは「中央防波堤外側処分場」に搬入されていますが、この処分場もやがていっぱいになります。

平成10年12月に一部埋立を開始した「新海面処分場」は、東京23区が使用できる最後の処分場です。

残された貴重な処分場を1日でも長く使用していただくために、**循環型社会の形成が重要**となっており、事業者の皆さまのご理解とご協力がなによりも必要なのです。

残された最後の埋立地



●経費の削減につながります

ごみ処理経費は、皆さんの大切な税金で賄われています。

循環型社会の形成は、ごみ処理の経費削減と税金の有効活用につながります。

循環型社会形成のキーワードである3R=リデュース、リユース、リサイクルに取り組むことが重要なのです。

<参照> 3Rについて⇒P8

2 文の京のごみ事情

文京区から排出されるごみ全体の約6割は事業系ごみが占めています。
(平成21年度推計)

事業所の皆さまに
ご理解いただきたい
ポイント！

..... 文京区の取組み

事業用延床面積3,000㎡以上

「文京区廃棄物処理及び再利用に関する条例」で事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の建築物を「**事業用大規模建築物**」と定め、**廃棄物管理責任者の選任や再利用計画書作成**の義務付け、**区職員による立入指導等**を通じて**ごみの減量と再利用の促進**を図っています。



事業用延床面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満

平成23年度には事業用途に供する部分の床面積1,000㎡以上3,000㎡未満の建築物を「**事業用中規模建築物**」と定め、事業用大規模建築物と同様の指導を行う「文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定し、平成24年4月1日より本格的に施行しています。

文京区では各事業所の皆さんと協力し、ごみの減量と再利用の促進をより一層進めていきたいと考えています。

<参照> 23区のごみ量の推移、文京区のごみ量の推移⇒P17

3 事業者の役割

- ごみの**発生を抑制**し、再利用を促進する等によりごみの**減量**に努める。
- ごみを**自らの責任において適正**に処理する。
- ごみにならないような包装、容器などの基準を定めて、その**適正化**を図る。
- ごみの減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力する。

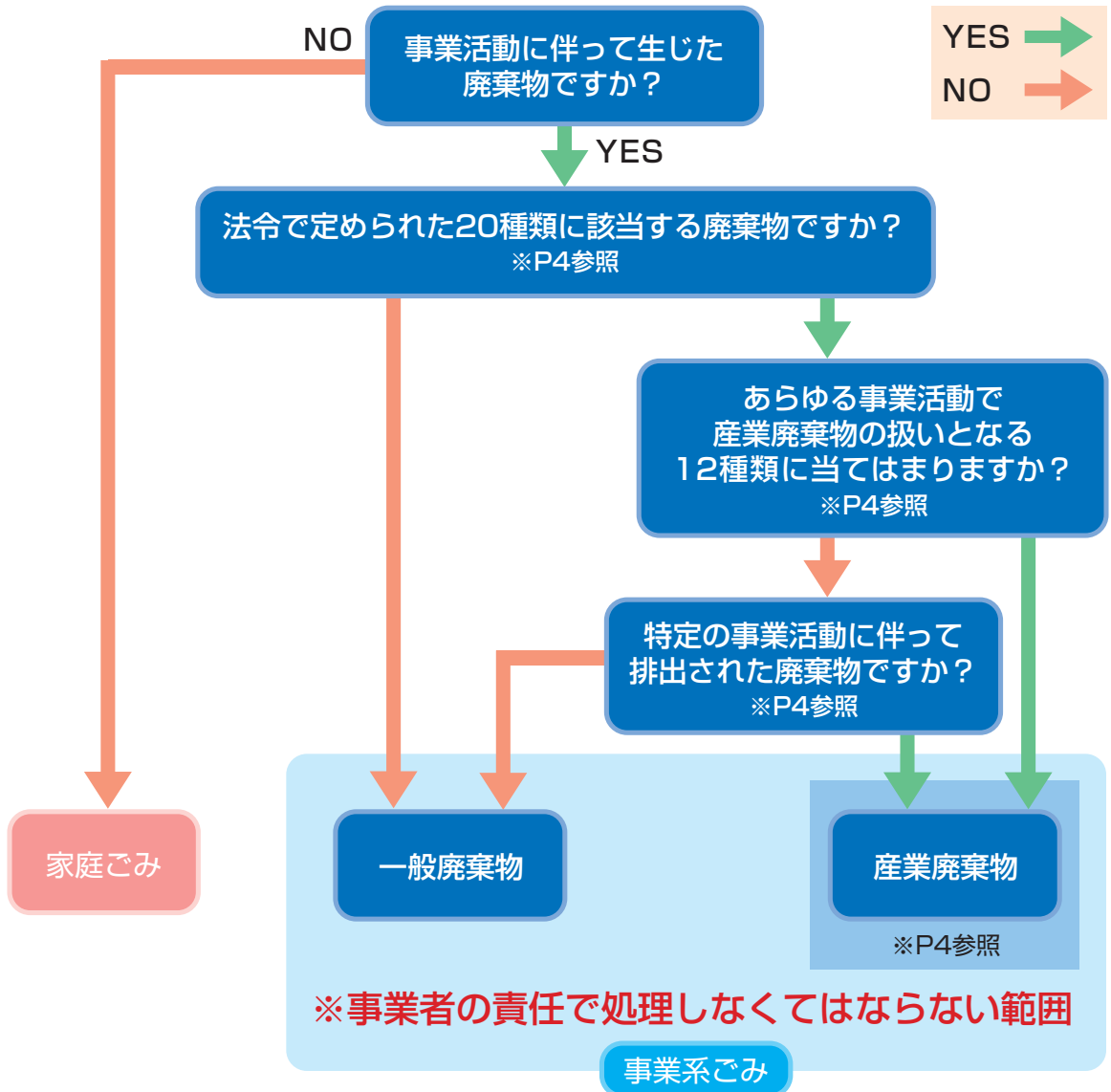
<参照> 事業者の責務 (条例第9条) ⇒P18

4 事業系ごみについて

(1) ごみの種類

一般の家庭から出されたごみと区別して、事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)のことを**事業系ごみ**と言います。

事業系ごみはさらに、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**の2つに分かれます。



用語

- **事業系ごみ**=商店・飲食店・オフィス・工場など事業活動に伴って発生したすべての廃棄物
- **産業廃棄物**=事業系ごみのうち、法令に定められた20種類の廃棄物
- **事業系一般廃棄物**=事業系ごみのうち産業廃棄物(P4参照)以外のもの

(2) 産業廃棄物一覧表

産業廃棄物一覧表（法第2条第4項、政令第2条）

区分	種類	具 体 例
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	(2) 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルビット汚泥(し尿を含むものを除く。)、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	(3) 廃油	鉱油性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4) 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機酸類など、全ての酸性廃液
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)など、固形状液状の全ての合成高分子系化合物
	(7) ゴムくず	天然ゴムくず
	(8) 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切屑くずなど
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず(板ガラス等)、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	(10) 鉱さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	(11) がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③ ポリ塩化ビフェニル(PCB)が塗布され、又は染み込んだもの
	(14) 木くず	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業に係るもの ③ ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの ④ 物品賃貸業に係るもの(リース後の木製家具・器具類) ⑤ 貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)
	(15) 繊維くず (天然繊維くずのみ)	① 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ② 繊維工業(衣服、その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの ③ ポリ塩化ビフェニル(PCB)が染み込んだもの ④ 羊毛くず等の天然繊維くず
	(16) 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	(17) 動物系固形不要物	と畜場できとつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	



家庭ごみとして出すことはできません！

- ・事業活動に伴って生じる一般廃棄物は下記いずれかの方法で処理をします。
 - ① 収集運搬業者に収集を依頼する
 - ② 事業者自ら清掃工場等の処理施設に持ち込む
 - ③ 有料ごみ処理券を貼付し区の収集に出す(事業所の規模等により制限があります)
- ・事業活動に伴って生じる廃棄物を家庭ごみとして集積所に出した場合、収集されませんので絶対にやめて下さい。

5 事業所からでるごみを適正に処理するために

ごみ減量・リサイクルの取り組みによるメリット

ごみを減らしリサイクルを進めていくことは、循環型社会の実現など、ごみ問題の解決につながるのももちろんですが、事業所自体にも大きなメリットがあります。そのため、事業所の一人ひとりがみんなで協力して、リサイクル運動に取り組んでいきましょう。

メリット1 企業のイメージアップ

地球環境問題に大きな関心が集まっている今、環境を軽視した事業活動を行っている企業はどんどん取り残されていくでしょう。ISO14001の認証取得や、地域住民とリサイクル活動における交流、協力を行う企業も増えています。会社全体でごみ減量やリサイクルを推進することは、企業のイメージアップにつながります。

image-up

メリット2 コストの節減・効率化

設備や事務用品などの浪費・無駄使いを減らして、職場での体系的な節約を行うことで、ごみの減量化だけでなく経費の節減・効率化にもつながります！

cost-cutting

メリット3 社員の意識改革

ごみを出さない職場、環境にやさしい製品づくりを目指すことで、製品の減量化、作業工程の合理化・品質管理の向上などにつながります。企業としての新しいニーズに応じることで、従業員一人ひとりの意識啓発にもなります。

revolution

メリット4 税金の有効利用

ごみの処理には莫大な経費がかかっているので、排出量を減らすことは、その費用の節約になります。

ごみの費用には、私たちの納めている貴重な税金が使われています。

つまり、排出量を減らすことで、ごみ処理に使われていた私たちの税金がほかのことに有効利用されることにもつながります。

efficient use

メリット5 地球環境の 保全に寄与します

ごみ減量等の取り組みを進めることにより、資源保全・省エネルギー・汚染物質の削減など、次世代へ良い環境を残すことができます。

earth's
environment

Step1：把握する

ごみの量を把握することは、減量効果の確認や減量計画策定のために不可欠なことです。収集伝票をきちんと整備し、収集運搬業者から月報等もらい、正確なごみ量を把握するようにしましょう。また、処理料金の支払い根拠にもなるため、事業者自ら計量するのが望ましいです。

ヒント

ごみ量の実測が難しい場合には、容器や袋単位による換算基準を定め、その個数により排出量を把握する方法も考えられます。排出時に使用している容器や袋を一定期間計量し、基準値を決めてみましょう。

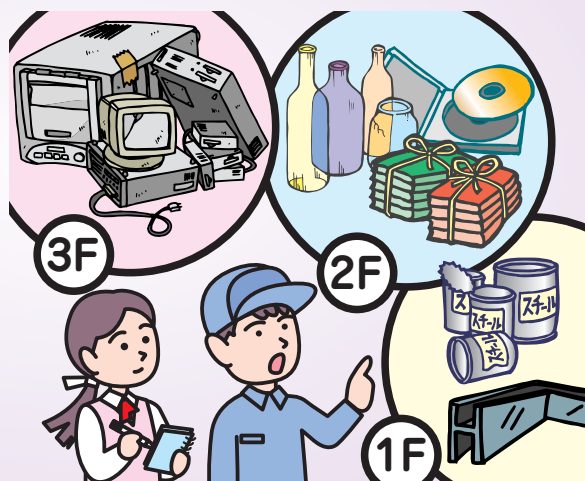


Step2：検討する

次に、実態把握の結果に基づき、各フロア・ビル全体では**どんな種類のごみがどのくらい発生しているのか**分析します。またそのごみがリサイクルできるのか、できないのか、収集運搬業者に確認してみましょう。

ヒント

リサイクルの可否を検討する場合には、リサイクルルートの確保はもちろん、効果的な分別区分・保管方法・表示などのルール化も併せて検討しましょう。

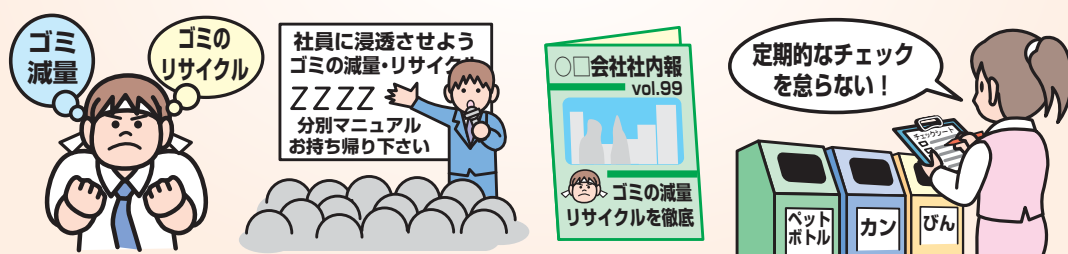


Step4 : 実行する

最後に、事業所の一人ひとりがごみの減量・リサイクルについて意識を持ち、行動することが重要となります。

取り組みに当たっては、テナントや従業員、利用者への**指導および啓発を継続的に行っていくことが大切です**。関係者への分別マニュアルの配布や、社内報、掲示板、研修などを活用しましょう。

また、目標や決めたことが正しく守られているのか、成果はどうか、**定期的にチェックしていくことも大切です**。



Step3 : 設定する

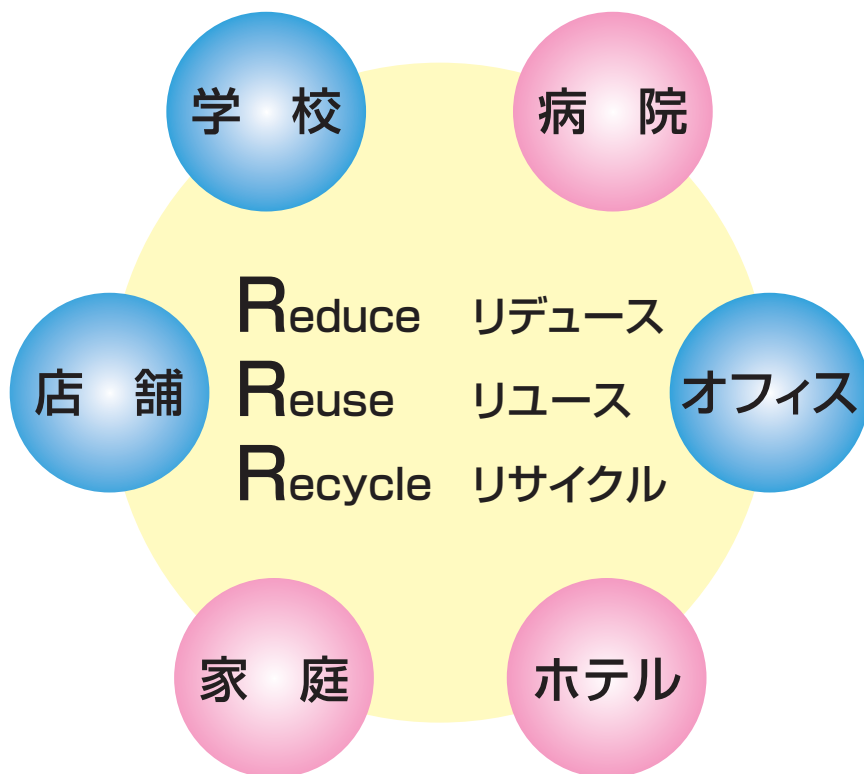
発生抑制、再使用、リサイクルを進めるための**具体的な数値目標**を策定してください。目標策定に当たっては、所有者・テナント・社員・清掃員・収集運搬業者等とよく相談し実現できる目標を作ることが大切です。

目標を設定した後は、その目標をクリアできるようなルールを設定しましょう。ルール設定に当たっては、分別容器を設置し、廃棄物保管場所で分別できる環境整備が必要です。以下のイラストを参考にしてください。



ごみ減量のヒント 3R

すべてのシーンで ごみ減量 に生かせる、万能キーワード



R educe 発生抑制

ごみになるものを減らしましょう

たとえば オフィスで…

- ・事務用品の購入は、在庫管理を行い、無駄なものを購入しない。
- ・両面印刷を励行したり、ミスコピーの裏面を社内文書やメモなどに再利用し、紙をごみにしない工夫をする。

たとえば 飲食店で…

- ・箸袋の簡素化や省略化を行う
- ・食料品の加工くずなどは、十分に水切りを行い、重量を減らす

Reuse 再使用

使い終わったものを捨てないで、繰り返し使いましょう

たとえば オフィスで…

- ・コピー機やプリンターのトナーカートリッジなどは、メーカー回収などにより、詰め替え可能なものを使用する。
- ・不要な事務用品は、ほかの部署等で再使用する。
- ・社内往復文書などは使用済みの封筒を利用する。

たとえば 商店で…

- ・リターナブルびん、デポジット制の商品を積極的に使用する。
- ・流通用梱包材や容器などは繰り返し使用する。

Recycle 再利用

もう一度資源として生かして使いましょう

たとえば ホテルで…

- ・従業員の制服をペットボトルリサイクル製品を使用する。
- ・トイレトペーパーなど、環境に配慮した再生品を購入する。

たとえば オフィスで…

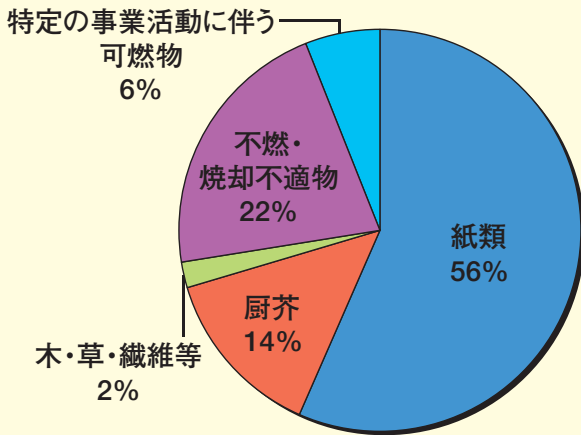
- ・OA用紙、新聞、段ボール等の再生可能な紙類は資源化する

たとえば 飲食店で…

- ・食べ残しや、調理くずなどは、生ごみ処理機等による堆肥化や家畜飼料などに資源化する。
- ・使用済みの割り箸を回収し、リサイクルに努める。
- ・廃食用油を分別排出し、リサイクルする。

特集 一歩進む事業所になるために

特集1. 紙ごみを攻略しよう!!



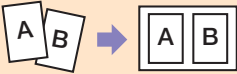
事業系ごみの中で大きなウエイトを占める紙ごみ。その割合は文京区の事業用建築物から出る可燃ごみの**5割強**にもなります。

しかしその分、紙ごみはちょっとした取り組みですぐに減量効果が表れ、また分別すれば再生利用できるものが多く含まれている、リサイクルの優等生。あなたのオフィスでも紙ごみを攻略してリサイクル率UPを目指しましょう！


【出典】 平成24年度文京区事業用大規模建築物における再利用計画書

紙ごみ攻略①：まずは使用量を減らそう!!

少し心がけるだけで、紙ごみは大きく減らせます。
こんなことに気を付けてみましょう。

- 両面印刷や
 - 2in1印刷を励行する
- 

- 書類を一元化する。
- 全員が書類を保管する必要はありません。
- 回覧や掲示板を活用しましょう。

- 電子メールや
 - 記憶メディアを活用し、
 - ペーパーレス化を励行する。
- 

- ミスコピー紙は、
 - 丸めず、
 - リサイクル
- 

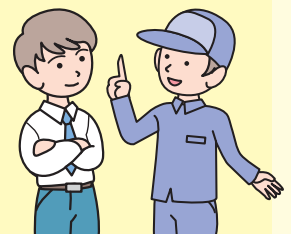
紙ごみ攻略②：紙をリサイクルしよう！

紙の使用量を減らす努力をしたうえで、それでも出た紙ごみに関してはリサイクルに回しましょう！

①信頼できる回収業者を選び、相談する。

排出状況を踏まえて、古紙をどんな品目で回収するかを決めましょう。

- 例 *新聞
- *雑誌（書籍、チラシ、厚紙、色紙など）
- *段ボール
- *OA用紙（コピー、コンピューター用紙）



②分別を徹底しましょう。

質の高いリサイクルを実現するため、紙を品目ごとに分別しましょう。

ヒント：三段階分別を提案します！



手元分別（個人用）
ごみ箱ではなく、その
ままリサイクルBOXへ



フロア分別（従業員用）
手元分別したものがた
まったら、各フロア
に設置した分別ボック
スへ投入



集積所分別（ビル全体用）
フロアで分別された
ものはビル内の再生資
源物の保管場所へ

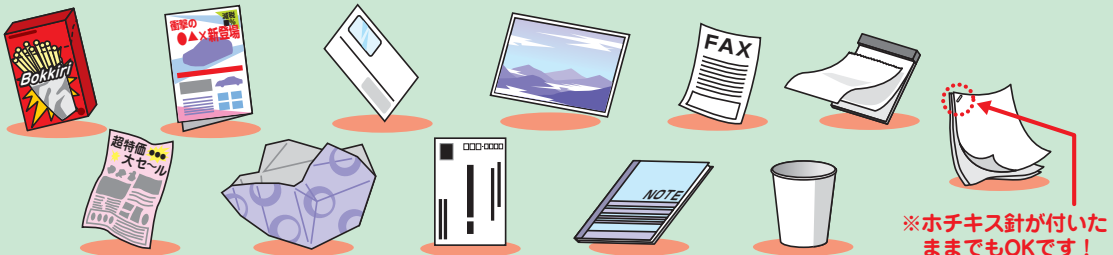
●ご存知ですか？社外秘書類もリサイクル可能なんです！

溶解処理（重要書類等をダンボールごと溶解する処理）やシュレッダー処理（書類を裁断する処理）をすることで、社外秘情報に配慮したリサイクルが可能です。



ミックスペーパーを知る!!

マークがついているもののほか、お菓子の箱、投げ込みチラシ、パンフレット、包装紙、（窓付き）封筒、ハガキ、写真、ノート、メモ帳、シュレッダー紙などの紙。



※ホチキス針が付いた
ままでもOKです！

この他にも、プラスチックコート紙や合成紙、レシート・伝票等の裏カーボン紙などもミックスペーパーの対象です。ミックスペーパーとして分別し、適正に処理することでリサイクル率がUPします。なお、収集運搬業者により、収集される紙種が限定される可能性がありますので、導入される場合は収集運搬業者に相談してください。

※汚れた紙、臭いの強い紙は可燃ごみに出してください。

※区の収集に出す場合は、「雑がみ」として資源回収の日に出してください。

特集2. ごみ容器類と廃棄物保管場所を整理しよう!

オフィスビルのごみ容器類例

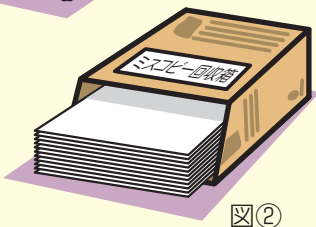
ごみ減量とリサイクルの推進は、ごみ発生段階での手元分別とごみ保管場所での分別の維持が重要です。以下の図は、オフィスでのごみ容器類の配置モデルです。場所や事業形態、回収ルートに合わせて工夫が必要です。

コピー機、プリンターなどの近くに ミス紙回収BOXを置きましょう

ミスコピーした紙をごみにしないため、コピー機やプリンターの近くに回収BOXを置くことが理想的です。裏面使用に再利用できます。3段BOXを活用したり（下図①）コピー紙が入っていた段ボールを有効活用したりしましょう。（下図②）



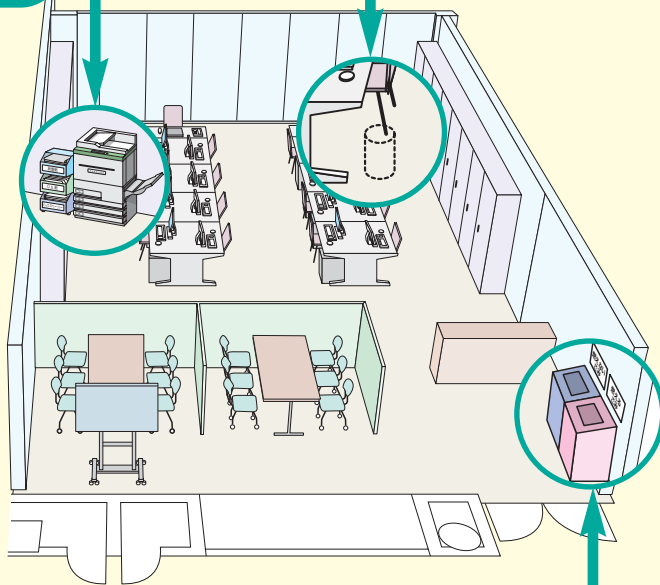
図①



図②

ごみ箱を最小限に

ごみ箱は数が少ない方が理想的です。ごみ箱が近くにあると、ついごみを発生させやすくなります。思い切って個人のごみ箱を無くして、共有ごみ箱で回収する習慣をつけるのも、ごみ減量のヒントです。

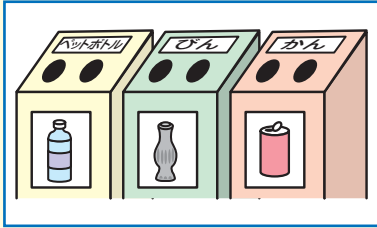


出入口付近に共有ごみを設置する。

共有のごみ箱の場所は、出入口付近が有効です。廃棄する際にどこに入れれば良いか、分別内容を各ごみ箱に大きく明記することが、分別回収に役立ちます。これは、玄関ロビーや廊下などに設置する際も同様です。

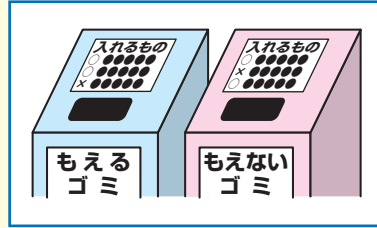
ごみ容器例

資源ごみは……



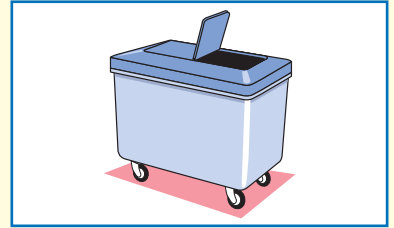
色分け、表示わかりやすくすることで分別が進みます。

たとえば学校は……



捨て口は小さくすることでむやみに捨てず、入れる時に考えるようになります。

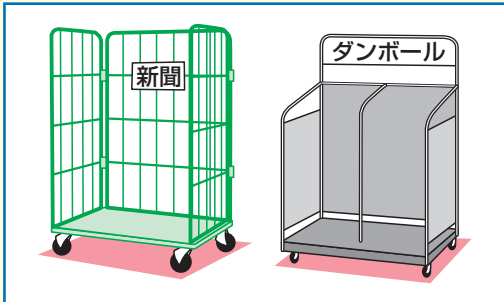
たとえば飲食店は……



臭気が拡散しないようフタがついたもの。また生ごみなど重量があるごみはキャスター付が便利です。

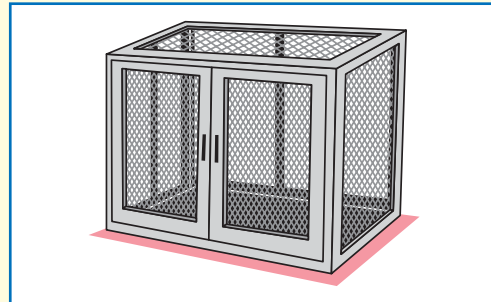
廃棄物等保管場所の保管容器例

古紙類（新聞紙・ダンボール）



紙類は思いのほか重くなるのでキャスター付が便利です。

大容量の保管庫

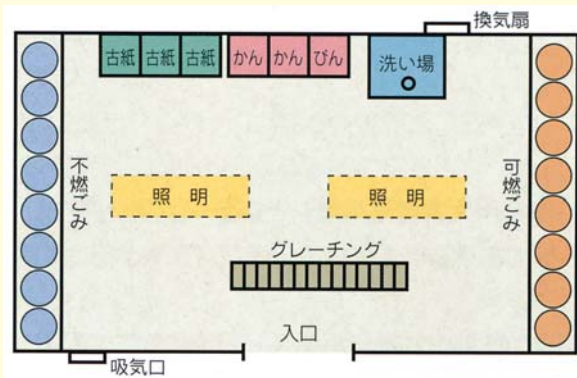


外に保管庫がある場合、鳥や猫などの外敵から守れるようしっかりとした保管庫の準備が必要です。

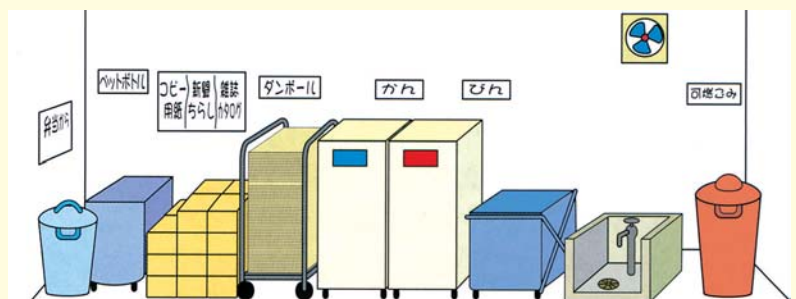
廃棄物等保管場所レイアウト図例

事業用途に供する延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物を新たに建設する場合は、廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所を設置することが条例で義務付けられています。（条例第19条18ページ参照）

また、1,000㎡～3,000㎡の事業用中規模建築物についてもできる限り、それに準じて廃棄物等の保管場所を確保するようお願いしています。



レイアウト図例



イメージ図

特集3. エコな事業所づくりをしよう!

一人ひとりの努力と同時に、事業所全体の協力も必要です。

エコな事業所づくりにみんなで取り組みましょう!!

このページでは、そのヒントを紹介します。取り入れられるものから始めてみましょう!

ヒント①

ごみ処理マニュアルを作成

分別方法や排出、回収方法などのシステムを確立し、統一的なごみ処理方法を定めた「ごみ処理マニュアル」を作成しましょう。



ヒント②

テナント会議でごみ問題を考える

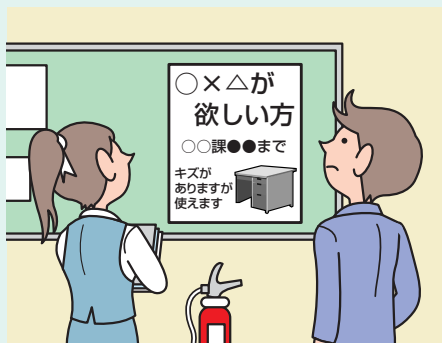
テナントごとに委員を選出し、月一回、会議でごみ問題を取り上げてみましょう。会議では、ごみの出し方、分別容器の配置などを定めたり、見直したりします。



ヒント③

社内で不用品の交換などを行う

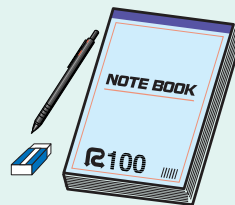
広報・掲示板などを利用して、不用品などの交換を行いましょう。



ヒント④

リサイクル原料・製品などの継続的な購入

平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されました。ごみ減量だけでなく、エコラベルが付いたりリサイクルされたものを、積極的かつ継続的に活用するようにします。



*事業用大規模建築物、中規模建築物所有者の役割

- 再利用率を促進する等により事業系廃棄物を減量する。
 - 廃棄物管理責任者を選任し、再利用計画書を提出する。※参照P20
 - 占有者（テナントなど）は廃棄物の減量に関して所有者に協力する。
- *事業用大規模建築物…事業用途に供する延べ床面積3,000㎡以上の建築物廃棄物管理責任者
*事業用中規模建築物…事業用途に供する延べ床面積1,000㎡～3,000㎡の建築物廃棄物管理責任者

<参照>

大規模建築物所有者等の義務（条例第19条）⇒P18

中規模建築物所有者等の義務（指導要綱第6, 7, 8条）⇒P19

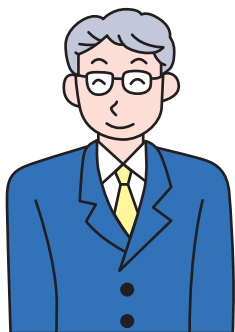
それぞれの役割

ごみの減量、リサイクルを推進するには、事業活動に携わる皆様がそれぞれの立場で関わっていくことが大切です。建物の所有者や廃棄物管理責任者だけでなく、実際に廃棄物を排出する社員、テナント、施設の利用者の協力と連携が必要となり、組織をあげて取り組むことでより一層効果があがります。



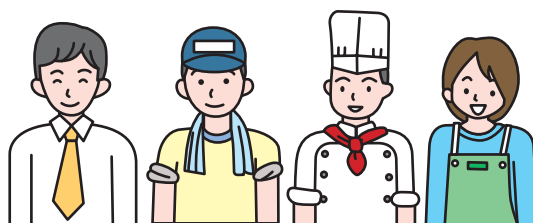
廃棄物管理責任者

- ごみの発生量、処理状況の実態把握
- ごみ減量・リサイクルの分別体制整備
- 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- テナント、社員等へのごみの減量、リサイクル及び適正処理の要請、指導
- 区、所有者、テナント等との連絡調整



所有者

- ごみ減量・リサイクルの推進
- 廃棄物管理責任者の選任
- ごみ減量、リサイクルに関する計画書（「再利用計画書」）の作成、提出
- 敷地内に再利用対象物保管場所の設置

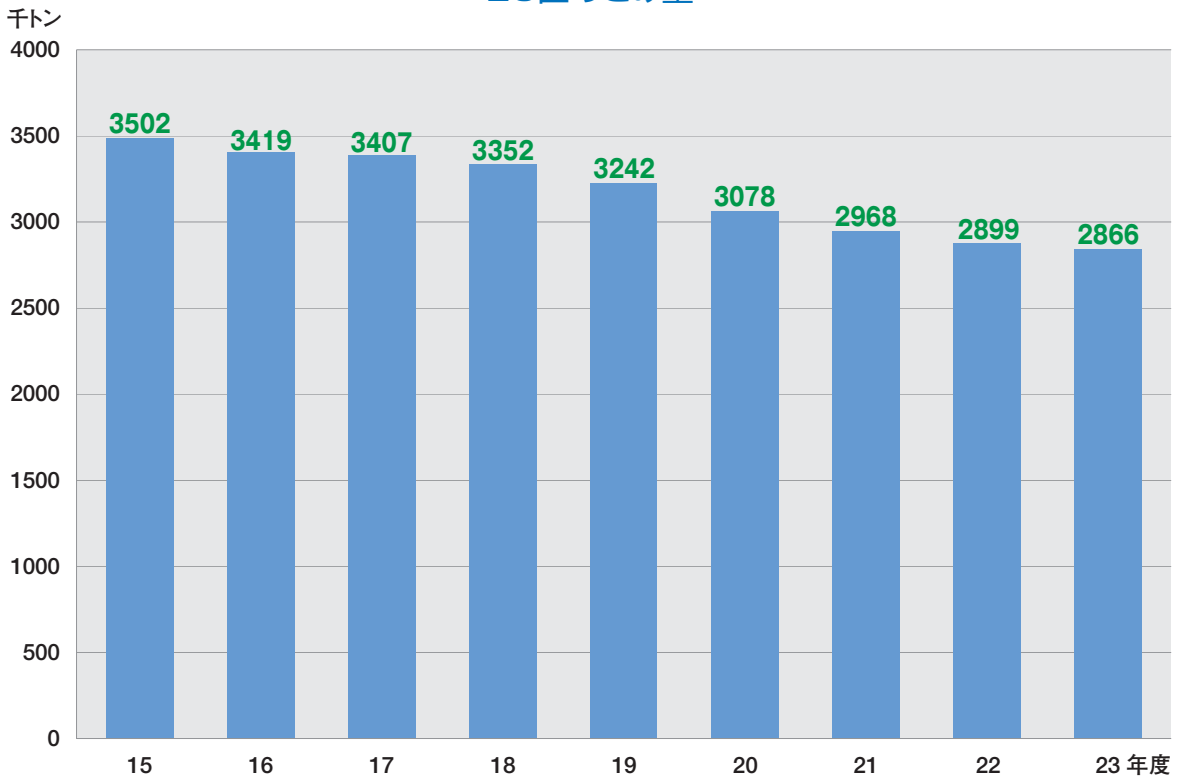


社員・テナントなど

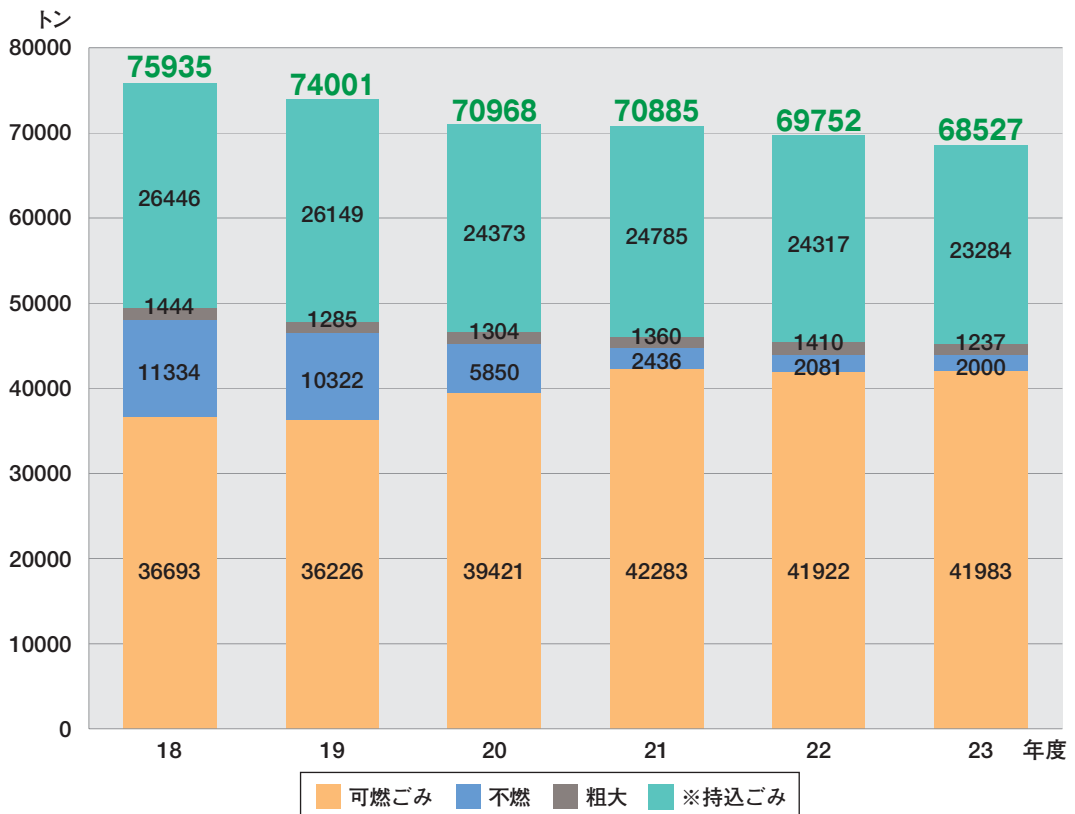
- 廃棄物の減量に関して所有者に協力
- ごみの発生を抑制し、分別の徹底
- ごみを自らの責任で適正処理

6 資料・その他

23区のごみ量



文京区のごみ量



※許可を持っている運搬業者が収集した事業系ごみ

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抜粋）

☆事業者の責務（第9条）

事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、**廃棄物の減量**を図らなければならない。

- 2 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において**適正に処理**しなければならない。
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その**適正な処理が困難になることのないよう**にしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し区の施策に協力しなければならない。

☆事業用大規模建築物の所有者等の義務（第19条）

（延床面積3,000㎡以上の事業用大規模建築物に適用）

事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。
- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

☆指導又は助言（第4条、第81条）

区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要があると認めるときは、区民及び事業者に対し、指導し、又は助言することができる。

区長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要があると認められた場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

☆改善勧告（第20条）

区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき又は事業用大規模建築物の建設者が同条第六項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

☆公表（第21条）

区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

☆収集拒否等（第22条）

区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第一項の規定による公表をされた後において、なお、第二十条の規定による勧告に係る措置を執らなかつたときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否することができる。

文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（抜粋）

☆廃棄物管理責任者の選任等（第5条）

条例第19条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、一の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者とならなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する二以上の事業用大規模建築物の所有者が同じである場合で、一人の廃棄物管理責任者が当該二以上の事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

3 条例第19条第2項の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届により行わなければならない。

☆事業用大規模建築物における再利用計画の作成等（第6条）

条例第19条第3項の規定による再利用に関する計画（以下「再利用計画書」という。）の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。以下同じ。）ごとに行うものとする。

2 再利用計画の提出は、事業用大規模建築物における再利用計画書により毎年5月31日までに行わなければならない。

文京区事業用中規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（抜粋）

☆所有者の責務（第6条）

所有者は、再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量に努めるものとする。

2 所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるために、建築物一棟ごとに廃棄物管理責任者を1名選任し、その選任した日から30日以内に、廃棄物管理責任者選任届を、区長に提出するものとする。廃棄物管理責任者を変更するときも、同様とする。

☆建築物における再利用計画の作成（第7条）

所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の現況を把握するとともに、再利用に関する計画（以下「再利用計画」という。）を作成し、区長に提出するものとする。

2 再利用計画の作成は、年度（4月1日から翌年の3月31日までとする。）ごとに行うものとする。

3 再利用計画の提出は、事業用中規模建築物における再利用計画書により毎年5月31日までに行うものとする。

☆建築物利用者の協力（第8条）

建築物を利用する者（以下「利用者」という。）は、廃棄物の発生抑制及び適正な処理に努めるとともに、当該建築物から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、所有者及び廃棄物管理責任者に協力するものとする。

☆廃棄物管理責任者講習会（第10条）

所有者は、廃棄物管理責任者が前条各号の役割を遂行するに当たって、必要な知識を付与させるため、区が主催する廃棄物管理責任者講習会（以下「講習会」という。）を受講させるものとする。

2 廃棄物管理責任者は、その選任をされた後初めて行われる講習会を受講するものとする。

3 廃棄物管理責任者は、前項の講習会の翌日から起算して、3年を経過した後初めて行われる講習会を受講し、その後も、また同様とする。

4 講習会を修了した者には、廃棄物管理責任者講習会修了証を交付する。

区への提出、届出

対象：事業用延床面積1,000㎡～3,000㎡の中規模事業所及び3,000㎡以上の大規模事業所

事業用大規模・中規模建築物の所有者は、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第19条により、廃棄物管理責任者届出書及び再利用計画書等の届出が必要です。

※参照P18

①廃棄物管理責任者選任届

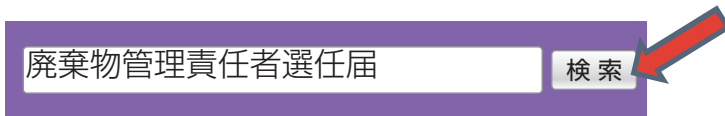
廃棄物管理責任者を新規で選任したとき、また変更したときは廃棄物管理責任者の選任届を文京区リサイクル清掃課に提出してください。

(変更した場合は、原則変更になってから30日以内)

申請用紙のデータ及び記入例は、文京区のホームページにあります。

トップページの右上、検索機能に「廃棄物管理責任者選任届」とご記入の上検索願います。

※大規模建築物用、中規模建築物用に分かれていますのでご注意ください。



※インターネットからの取り出しが難しい場合は、リサイクル清掃課までご連絡ください。

②再利用計画書

前年度実績として4月から翌年3月までの1年間の発生量、リサイクル量等の提出してください。また前年度実績を踏まえて、今年度計画分の記入もお願いします。

申請用紙のデータ及び記入例は、文京区のホームページにあります。

大規模建築物用と中規模建築物用とで記載内容が大きく異なります。

・大規模



トップページの右上、検索機能に「再利用計画書 (スペース) 大規模」とご記入の上 検索願います。
表と裏があります。

・中規模



トップページの右上、検索機能に「再利用計画書 (スペース) 中規模」とご記入の上 検索願います。

※インターネットからの取り出しが難しい場合は、リサイクル清掃課までご連絡ください。

7 お問い合わせ先一覧

内 容	問い合わせ先	電話番号
再利用計画書の提出 一般廃棄物処理業の許可	文京区資源環境部 リサイクル清掃課清掃事業係	03-5803-1184
清掃工場などへの持込	東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部管理課持込承認係	03-6238-0830
一般廃棄物処理業者の紹介	東京廃棄物事業協同組合	03-3232-6249
マニフェスト販売業者	財団法人東京都環境整備公社 東京廃棄物事業協同組合 財団法人東京都弘済会	03-3644-2186 03-3232-6249 03-5381-6335

内 容	問い合わせ先	電話番号
産業廃棄物処理委託契約	東京都環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課指導係	03-5388-3586
産業廃棄物処理業の許可	東京都環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課審査係	03-5388-3587
産業廃棄物の処理、 マニフェスト	東京都環境局廃棄物対策部 産業廃棄物対策課規制監視係	03-5388-3589
産業廃棄物処理業者の紹介	社団法人東京産業廃棄物協会	03-5283-5455

内 容	問い合わせ先	電話番号
資源のリサイクル (古紙・びん・かん・ペットボトル) 延床面積3,000㎡以下	文京区リサイクル事業協同組合	03-3816-3090 (FAX兼用)

事業系ごみのさらなる減量と、資源化に向けて

文京区

